

提出書類

下表の申請の区分ごとに「要」とされている書類をご提出ください。

A 家計急変		B 非課税世帯		必要書類	例
給与所得者等	事業主等	令和5年1月1日時点			
		千葉市在住	千葉市外在住		
要	要	要	要	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)	—
要	要	要	要	申請・請求者本人確認書類の写し(申請・請求者の氏名、住所、生年月日が入っている書類)	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポートの写し等
要	要	要	要	受取口座を確認できる書類の写し(受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの)	通帳やキャッシュカードの写し等
要	要			簡易な収入見込額の申立書 又は 簡易な所得見込額の申立書※	—
要				収入額(手取り、税引後ではありません)が確認できる書類	給与明細書、年金振込通知書
	要			事業収入、不動産収入及びそれらにかかる経費の金額が確認できる書類	帳簿等
			要	(海外に住んでいた方のみ) 令和5年1月1日時点で海外に住んでいたことが確認できる書類	パスポートの写しなど

※簡易な収入見込額の申立書を提出してください。収入見込額が非課税相当限度額を超過する場合に限り、簡易な所得見込額の申立書を提出してください。

上記に加え、支給対象児童との関係が同居の父母以外の方は、下記の書類を提出してください。

対象	必要書類	例
別居する児童を監護している父母	別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が確認できる資料	対象児童世帯の住民票等
未成年後見人	対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が確認できる資料(様式自由)	未成年後見人である旨の申立書
	未成年後見人であることが確認できる資料	対象児童の戸籍抄本等
父母、未成年後見人以外の その他養育者	対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が確認できる資料(様式自由)	養育者である旨の申立書、 対象児童の戸籍抄本等
里親	対象児童が委託されていることを確認できる書類	里親委託決定通知書、措置費の振込が確認できる通帳の写しなど